

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制の強化

本計画は、子ども・子育てに関する様々な施策・事業を網羅しており、実施にあたっては、庁内の関係課との連絡・調整を図りながら推進することが必要です。関係課で構成される会議を中心に、各施策・事業の連携を図りながら推進します。

また、地域住民や子ども・子育て事業所・団体、福祉関係機関・団体、学識経験者、行政の代表からなる「子どもにやさしい街づくり推進会議」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

2 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内の様々な関係課にわたること、また、盛り込まれた施策・事業には、より高度な子ども・子育てに関する専門性が求められることから、庁内関係各課を始め、県・国の関係機関、周辺市町との連携を強化し、施策・事業の推進を図ります。

また、施策・事業の実施にあたっては、地域住民や子ども・子育て事業者、団体との連携・協力が必須であり、連携強化を図ります。

3 計画の内容、実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページ等の情報手段を活用し、広く住民に周知するとともに、計画の進行状況について毎年、公表するものとします。

4 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検・評価し、計画の見直しをする必要があります。

子ども・子育て事業計画推進担当が中心となり、施策・事業の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「子どもにやさしい街づくり推進会議」に報告し、計画の着実な実行を図ります。